

葛 第 3 8 9 0 号
令 和 7 年 1 2 月 1 2 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

葛城市長 阿古 和彦

市町村名 (市町村コード)	葛城市 (292117)
地域名 (地域内農業集落名)	山口地区 (山口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

10年後の農地利用について、今後検討等の農地が2.60haあり、規模を縮小したい農業者の農地が0.71haを占める。受け手の確保が望まれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の個々の耕作をベースに、耕作できない農地は農地中間管理機構を通じた貸借等により担い手への集積・集約化、新たな担い手の確保を進め、できる限り農地としての維持を図る。水稻とあわせて、経営所得安定対策等の補助金制度を活用しつつ野菜・果物・花き等の生産により労働生産性の向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を基本として農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

必要に応じて、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借は、原則として農地中間管理機構を通じて行い、担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、簡易な基盤整備に向けて検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

後継者および新規就農者を幅広く募る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて農作業委託を行い、農地保全や農地活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域ぐるみで有害鳥獣対策を進め、農作物被害の軽減に努めると共に、農業意欲の衰退と耕作放棄化を抑制していく。